資料３

様式第１－１（日本産業規格Ａ列４番）

令和７年６月２４日

国土交通大臣　殿

氏名又は名称　匝瑳市地域公共交通活性化協議会
住　　所　千葉県匝瑳市八日市場ハ７９３番地２
代表者氏名　会長　長田　篤

地域公共交通計画認定申請書（案）

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

別　紙

令和７年６月２４日

（名称）匝瑳市地域公共交通活性化協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

匝瑳市内では、鉄道（JR総武本線）や高速バス（京成バス・京成バス千葉イースト　銚子東京線）、路線バス（ジェイアールバス関東　多古本線）、タクシーが運行している。このほか、市がバス事業者（ジェイアールバス関東・京成バス千葉イースト）に市全域を網羅するように５路線運行を委託している市内循環バスやタクシー事業者（ササモト）に市内全域を北部・南部に分けて運行を委託しているデマンド型交通が運行している。

このうち、市内循環バス及びデマンド型交通は、高齢者の通院や学生の通学、買い物等の日常生活の交通手段として、生活に必要なものとして機能している。

そのため、地域公共交通確保維持事業により市内循環バス及びデマンド型交通の運行を行い、市民の生活交通手段を確保し、維持していくことが必要である。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

市内循環バス目標収支率　　※地域公共交通確保維持事業の対象循環のみ記載
　豊栄・匝瑳循環　８．９％（直近年度の実績４．５％）
　椿海・豊和循環　８．０％（直近年度の実績７．６％）
市内循環バス目標利用者数　※地域公共交通確保維持事業の対象循環のみ記載
　豊栄・匝瑳循環１日の平均利用者数　２５人（直近年度の実績１４人）
　椿海・豊和循環１日の平均利用者数　３０人（直近年度の実績３１人）
デマンド型交通目標収支率
　北部エリア　１４．４％（直近年度の実績１１．３％）
　南部エリア　１４．４％（直近年度の実績９．９％）
デマンド型交通目標利用者数
　北部エリア１日の平均利用者数　１３人（直近年度の実績１０．２人）
　南部エリア１日の平均利用者数　１３人（直近年度の実績８．９人）

（匝瑳市地域公共交通計画　Ｐ９０　参照）

（２）事業の効果

市内循環バス及びデマンド型交通の運行により、高齢者等が日常生活を送る上で必要な地域内の移動手段を確保することができる。また、市内の生活交通ネットワークが連携することにより、効率的な公共交通体系が実現できる。

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

【交通結節点の機能強化】
　デマンド型交通の乗降ポイントに、匝瑳市の玄関口であるＪＲ総武本線八日市場駅を設定し、高速バス、路線バス、市内循環バス、タクシー等の多様な交通手段相互の乗り換えが円滑に行えるようにする。（匝瑳市地域公共交通計画　Ｐ８５　参照）
【運行情報提供の充実】
　デマンド型交通を含めた公共交通の市民の利用促進を図るため、各公共交通機関のダイヤ、運賃等の運行内容を分かりやすく網羅的に記載した「公共交通マップ」を配布する。（匝瑳市地域公共交通計画　Ｐ８７　参照）
【意識啓発を促す利用促進活動の展開】
　公共交通マップ、市ホームページ、ＳＮＳ等の広報媒体を活用し、利用促進に向けて広く市民に周知する。（匝瑳市地域公共交通計画　Ｐ８８　参照）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表１を添付。

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

【市内循環バス】

運行業務委託については、匝瑳市と運行事業者が業務委託契約を締結し、匝瑳市から運行事業者へ業務委託料を支払う。

業務委託料の総額２８，５０４，２７２円（補助対象路線令和７年度概算）のうち、基本輸送費用（人件費、燃料費、修繕費、諸税、保険料等の市内循環バスの運行に必要な経費とする。）から運賃収入額を差し引いた額とする。

なお、国の補助金が認定された場合は、上記の業務委託料から差し引くこととする。

【デマンド型交通】

運行業務委託については、匝瑳市と運行事業者が業務委託契約を締結し、匝瑳市から運行事業者へ業務委託料を支払う。

業務委託料の額は、運行１日当たりの経費（人件費、燃料費、修繕費、諸税、保険料等の匝瑳市デマンド型交通の運行に必要な経費とする。）の合計額に運行日数を掛けた総額１８，２５６，３６４円（令和７年度概算）から運賃収入額を差し引いた額とする。

なお、国の補助金が認定された場合は、上記の業務委託料から差し引くこととする。

オペレーター業務については、匝瑳市と業務委託事業者が業務委託契約を締結し、匝瑳市から業務委託事業者へ業務委託料を支払う。業務委託料の額は、人件費、通信費、管理費、デマンド型交通システム（サーバ機器等賃借料）等の業務に必要な経費の合計額とする。

６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法

利用者数や収支について、運行事業者からのデータ提供及び匝瑳市一般会計決算額から算出する。

７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項
【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
【地域内フィーダー系統のみ】

表５を添付。

11．車両の取得に係る目的・必要性
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

※該当なし

（２）事業の効果

※該当なし

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

（１）事業の目標

※該当なし

（２）事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和７年度
第１回　令和７年５月１９日（月）
・　匝瑳市地域公共交通活性化協議会令和６年度決算報告について（承認済）
第２回　令和７年６月２４日（火）
・　地域間幹線系統確保維持計画（案）について（承認済）
・　地域内フィーダー系統確保維持改善計画（案）について（承認済）
・　デマンド型交通の利用状況について（承認済）

19. 利用者等の意見の反映状況

※　匝瑳市地域公共交通計画策定時に、下記の調査を実施し、その結果等を踏まえて、当該計画を作成した。

公共交通に関する利用状況や利用意向、将来の方向性等について把握し、これからの公共交通のあり方を検討する上での基礎資料とするために、市民アンケート調査を実施した。(市内在住 15 歳以上の市民 2,000 人（無作為抽出))

バスの乗客を対象とした市内循環バス利用者アンケート調査を実施した。

区長、民生委員・児童委員及び地区社会福祉協議会を対象とし、中学校区（八日市場第一中学校区、八日市場第二中学校区及び野栄中学校区）ごとに、公共交通に関する課題・改善点に対する意見交換会を実施した。

交通事業者を対象に、利用特性や課題、利用者等からの意見・要望等を把握するため

のアンケート調査を実施した。
　関係団体（匝瑳市商工会、匝瑳市観光協会及び匝瑳市社会福祉協議会）を対象に、まちづくりを取り巻く問題点・課題や、公共交通との連携・協力の可能性、公共交通に対する意見・要望等を把握するためのアンケート調査を実施した。
　主要公共施設（匝瑳市役所、野栄総合支所及び匝瑳市民病院）の利用者アンケート調査を実施した。

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）千葉県匝瑳市八日市場ハ 793 番地 2
（所　属）匝瑳市環境生活課市民協働班
（氏　名）[redacted]
（電　話）0479-73-0088
（e-mail）k-shimin@city.sosa.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。
実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。
各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

令和8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
匝瑳市	京成バス千葉イースト株式会社	(1) 豊栄・匝瑳循環1便	飯倉駅	市民病院	八日市場駅	18.1km 循環	291日	291回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス関東の運行する地域間幹線系統多古本線と接続	
		(2) 豊栄・匝瑳循環2便	八日市場駅	市民病院	八日市場駅	26.8km 循環	291日	291回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス関東の運行する地域間幹線系統多古本線と接続	
		(3) 豊栄・匝瑳循環3便・5便	市役所	市民病院	観光物産センター	26.7km 循環	291日	582回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス関東の運行する地域間幹線系統多古本線と接続	
		(4) 豊栄・匝瑳循環4便	観光物産センター	市民病院	観光物産センター	27.3km 循環	291日	291回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス関東の運行する地域間幹線系統多古本線と接続	
		(5) 豊栄・匝瑳循環6便	八日市場駅	市民病院	飯倉駅	17.8km 循環	291日	291回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス関東の運行する地域間幹線系統多古本線と接続	
匝瑳市・旭市		(6) 椿海・豊和循環1便	境橋	八日市場駅	市民病院	25.0km 循環	291日	291回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス関東の運行する地域間幹線系統多古本線と接続	
		(7) 椿海・豊和循環2便	八日市場駅	市役所	市民病院	34.8km 循環	291日	291回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス関東の運行する地域間幹線系統多古本線と接続	
		(8) 椿海・豊和循環3便	市役所	市民病院	観光物産センター	37.8km 循環	291日	291回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス関東の運行する地域間幹線系統多古本線と接続	
		(9) 椿海・豊和循環4便	観光物産センター	市役所	市民病院	35.0km 循環	291日	291回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス関東の運行する地域間幹線系統多古本線と接続	
		(10) 椿海・豊和循環5便	市役所	八日市場駅	観光物産センター	34.5km 循環	291日	291回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス関東の運行する地域間幹線系統多古本線と接続	
		(11) 椿海・豊和循環6便	市民病院	市役所	境橋	25.3km 循環	291日	291回	○		路線定期運行	①	八日市場駅でジェイアールバス関東の運行する地域間幹線系統多古本線と接続	
匝瑳市・旭市	有限会社ササモト	(12) デマンド型交通北部エリア		国道126号以北の匝瑳市内		往 km 復 km	291日	3,492回			区域運行	①	八日市場駅でジェイアールバス関東の運行する地域間幹線系統多古本線と接続	③
		(13) デマンド型交通南部エリア		国道126号以南の匝瑳市内		往 km 復 km	291日	3,492回			区域運行	①	八日市場駅でジェイアールバス関東の運行する地域間幹線系統多古本線と接続	③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す

5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	匝瑳市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	35,040
交通不便地域等	該当なし

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び
特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
匝瑳市地域公共交通計画	令和3年3月	
匝瑳市地域公共交通 利便増進実施計画	令和4年3月	令和5年度

（1）記載要領

1．人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。

2．「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。

3．「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。

4．「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。

5．「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。

6．「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1．「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

匝瑳市地域公共交通計画
地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）に関する記載箇所一覧表

１．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置づけ・役割
匝瑳市地域公共交通計画　８０ページ～８２ページ
２．前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
匝瑳市地域公共交通計画　８０ページ
３．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要
匝瑳市地域公共交通計画　８０ページ
４．地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法
匝瑳市地域公共交通計画　９０ページ～９３ページ

【備考】

・　市内循環バス（椿海・豊和循環）とデマンド型交通（北部エリア、南部エリア）は、旭市を運行しているが、主に匝瑳市の住民の生活交通として必要である。また、旭市は費用負担をしておらず、地域内フィーダー系統確保維持事業の補助申請も行っていないため、交通計画に市内循環バス（椿海・豊和循環）とデマンド型交通（北部エリア、南部エリア）の位置付けは行っていない。

（添付資料）

・上記記載の地域公共交通計画の該当ページ（写し）

※ご参考

・要綱第１７条第１項

陸上交通（地域内フィーダー系統）に係る地域公共交通確保維持事業（以下この条において単に「地域公共交通確保維持事業」という。）を行う場合は、地域公共交通計画に、当該地域公共交通計画の計画期間内における次に掲げる事項について具体的に記載するものとする。

一　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割

二　前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性

三　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び実施主体の概要

四　地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその評価手法

（４）実施事業の概要

実施事業について、目標ごとに事業概要や実施主体、実施時期を整理する。

目標①　拠点間及び地域間の連携強化に資する公共交通網の形成

【事業１】市内循環バスの再編　※地域公共交通利便増進事業

①事業概要

市内循環バスの豊栄・匝瑳循環及び椿海・豊和循環は、高齢者の通院や学生の通学、買い物等の日常生活の交通手段として、生活に必要なものとして機能している。なお、市の財政負担だけでは、当該循環の運行を維持することは難しいことから、匝瑳市地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、利便増進特例が適用されている間、地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）を活用して、運行を行い、市民の生活交通手段を確保・維持する。

また、匝瑳市デマンド型交通は、市内循環バスの再編に伴う、路線の統廃合（６路線から５路線に縮小）により、新たに交通不便地域が生じることや、停留所まで徒歩での移動が困難な高齢者等への対応として運行している。デマンド型交通も市内循環バスと同様に、市の財政負担だけでは、運行を維持することは難しいことから、地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統補助）を活用して、運行を行い、市民の生活交通手段を確保・維持する。

今後は運行評価の手順（次頁参照）に基づき、継続的に評価・検証しながら再編を行う。

②実施主体：匝瑳市、バス事業者、タクシー事業者、地域

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）						
		令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８	令和９
市内循環バスの再編	再編内容検討	→						
	準備・周知ＰＲ		→					
	運行実施		→	→	→	→	→	→

【運行評価（継続・運行見直し・廃止）の手順】

市内循環バスは、毎年利用状況や収支状況を匝瑳市地域公共交通活性化協議会に報告し、運行継続の可否を判断する。

市内循環バスの維持・見直し（改善）の運行継続条件を満たす場合は、運行状況の把握・評価を継続する。運行継続条件を満たしておらず、２年続けて運行継続条件を満たしていない場合は再編する。

ただし、運行継続条件を満たしていない場合においても、利用者が増加傾向にあり、運行期間を延長することにより、運行継続条件を満たす見込みがあると判断される場合には運行を継続する。

なお、評価手順及び運行継続条件は、利用者の移行期間が必要なことから、事業開始後の利用状況や収支状況を把握した上で作成する。

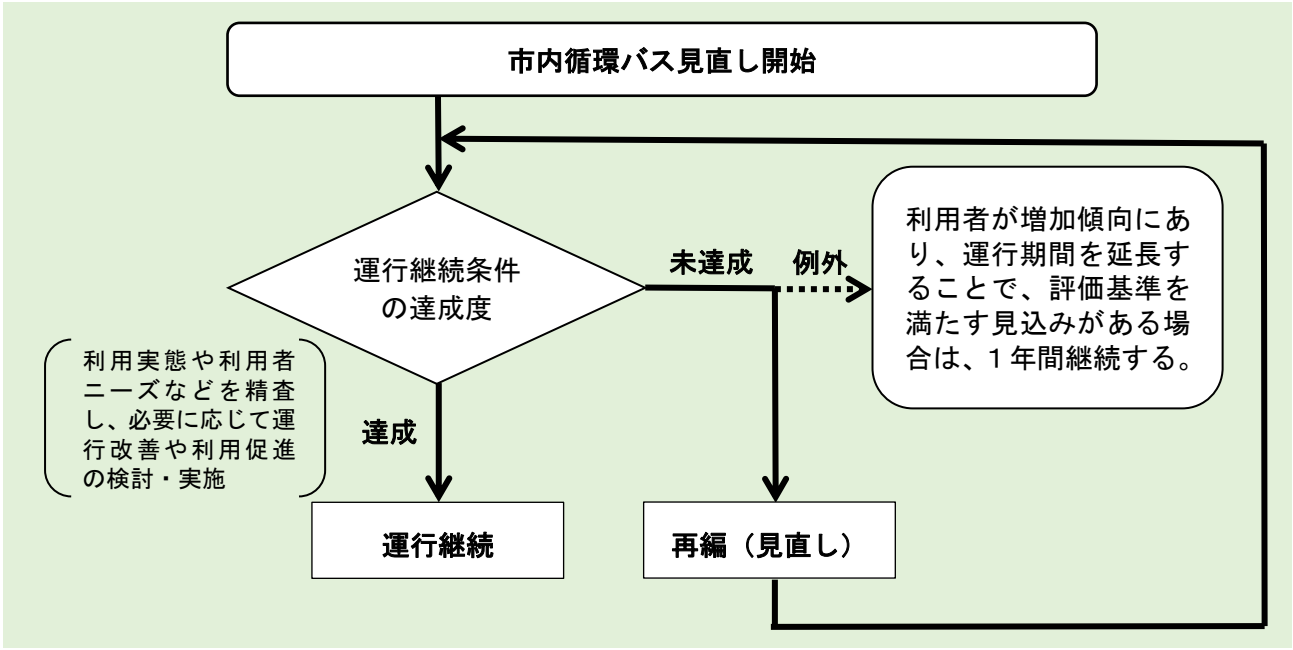

【再編後の市内循環バスの運行概要】

市内循環バスは、運転免許証を持っていない学生や高齢者など、交通弱者（移動制約者）の通学・通院、買い物など日常生活の交通手段の確保のため、運行している。

各循環の１運行当りの平均所要時間は、１時間～１時間 10 分となっている。

■市内循環バスの運行サービス

路線数	５ルート（豊栄・匝瑳循環、椿海・豊和循環、平和・共興循環、須賀・栄循環、野田・栄循環）
運行日	月曜日から土曜日（運休日：日曜日、祝日、年末年始）
運行便数	各ルート６便（野田・栄循環のみ７便）
運行車両	５台（日野ポンチョショート２台、トヨタハイース３台）
運賃	・基本運賃：200 円（小学生・中学生、運転経歴証明書をお持ちの方など 100 円） ・一日自由乗車券：400 円 ・回数乗車券：2,000 円（全路線共通 200 円券×11 枚） ・定期乗車券 普通定期券（全路線）：6,400 円（1 か月）、18,200 円（3 か月）、34,500 円（6 か月） 通学定期券（全路線）：4,000 円（1 か月）、11,400 円（3 か月）、21,600 円（6 か月）
運行事業者	JR バス関東㈱、千葉交通㈱

【再編後の公共交通ネットワーク】

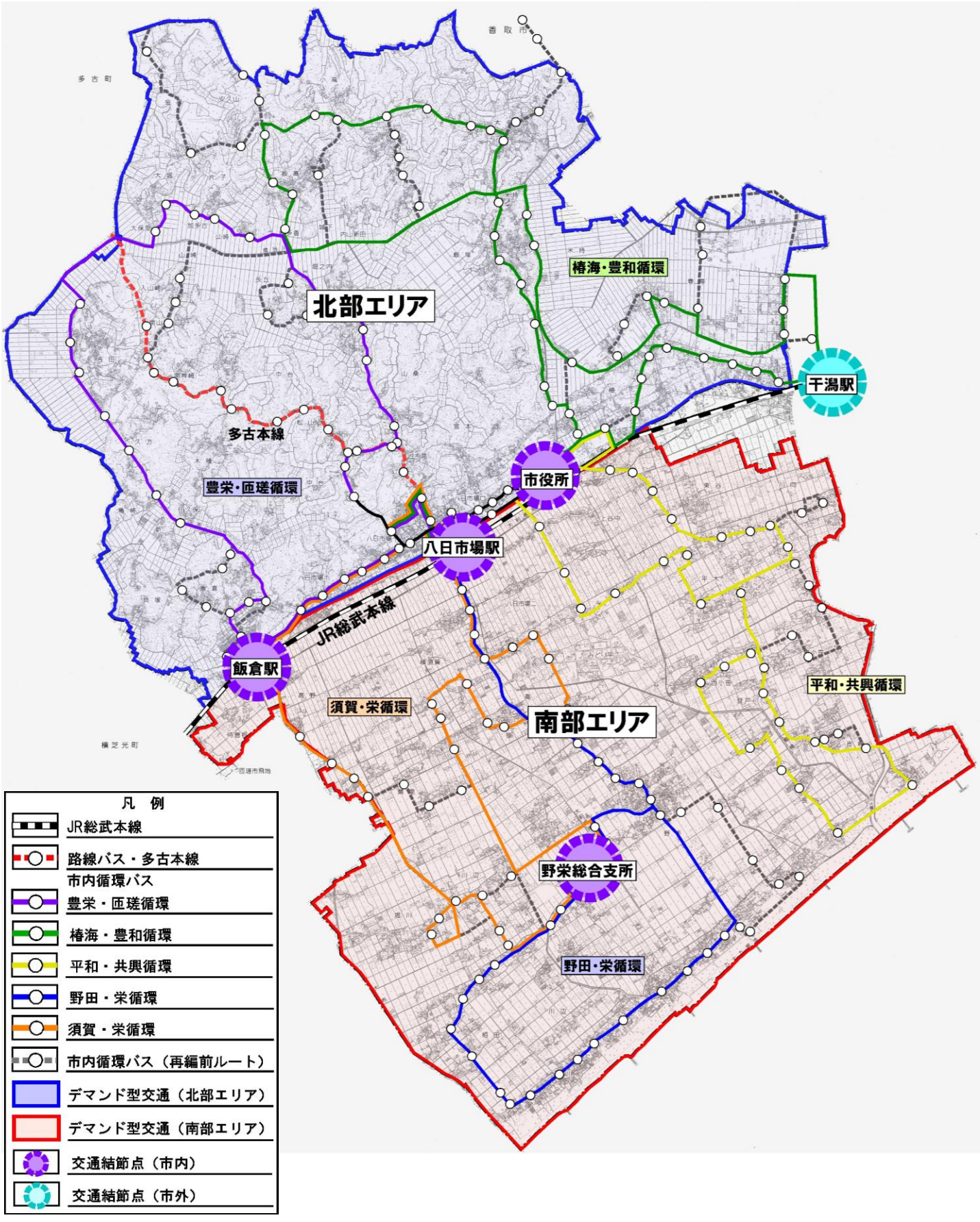

【事業６】路線バスの利用促進

①事業概要

路線バス・多古本線は、八日市場駅と成田駅を結ぶ広域な移動を担う重要な幹線公共交通として、運行している。なお、バス事業者の財政負担だけでは、当該路線の運行を維持することは難しいことから、地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統補助）などを活用し、維持する。

また、市ホームページでのバス利用の情報提供を行うとともに、沿線の千葉県立匝瑳高等学校の生徒に対し、バスの時刻表や定期券などの情報を記載したチラシを配布する。

②実施主体：バス事業者、千葉県、匝瑳市、近隣市町

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）						
		令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８	令和９
路線バスの利用促進	実施	→	→	→	→	→	→	→

目標③　利用しやすい公共交通環境の整備

【事業７】交通結節点の機能強化

①事業概要

交通結節点である八日市場駅、飯倉駅、匝瑳市役所及び野栄総合支所は、乗り場での行き先表示の情報提供の改善や、各交通機関の乗継案内、待合空間の整備について充実を図るとともに、乗継抵抗の軽減に資するよう、乗継時間や運賃負担などについて検討する。

特に匝瑳市の玄関口である八日市場駅は、高速バス、路線バス、市内循環バス及びタクシーなど多様な交通手段同士の乗換えが円滑になるよう、乗換案内看板の設置など交通結節機能の強化を図る。なお、乗継ダイヤについては、通学や通院、買い物などの実態に即したダイヤとなるよう、バス事業者と協議・調整を行う。

②実施主体：匝瑳市、交通事業者

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）						
		令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８	令和９
交通結節点の機能強化	整備内容検討、協議・調整、実施	→	→	→	→	→	→	→

目標④　利用者目線に立った分かりやすい運行情報の提供

【事業 10】運行情報提供の充実

①事業概要

鉄道や路線バス及び市内循環バスなどの運行情報案内は、鉄道事業者やバス事業者、市ホームページやインターネット上の一般の経路検索サイトやパンフレットなどで乗換案内・時刻表・運行情報などの情報が提供されている。

しかしながら、市民アンケート調査では、公共交通の利用促進を図るための効果的な取組として、「路線バスや市内循環バスなどのルートや時刻表などを掲載した公共交通マップの作成・配布」が31.1%と２番目に高くなっている。

このため、市民や来訪者へ公共交通の運行内容を分かりやすく伝えて利用促進を図るため、各公共交通機関のダイヤ、運賃などを網羅的に掲載した「公共交通マップ」を作成し、配布する。

②実施主体：匝瑳市、交通事業者

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）						
		令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８	令和９
公共交通マップの作成・配布	情報検討、マップ作成・配布	→	→					
	周知ＰＲ			→	→	→	→	→

【事業 11】商業施設などとの連携サービスの導入

①事業概要

まちの賑わいの創出を促すため、商業施設などと連携し、公共交通の利用に付加価値を付けた割引サービスや企画切符などを検討する（帰りの路線バスきっぷの進呈、公共交通利用者へのポイントサービスなど）。

さらに、公共交通に乗り慣れていない市民や観光客に対して、公共交通を利用して安心かつ抵抗なく目的地に移動できるよう、公共交通を利用した「おでかけモデルプラン」を作成し、市ホームページへの掲載などにより需要の掘り起こしを図る。

②実施主体：匝瑳市、交通事業者、企業

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）						
		令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８	令和９
割引サービス・企画切符などの導入	企画内容検討	→	→	→				
	実施				→	→	→	→
おでかけモデルプランの作成	プラン検討・作成	→	→					
	周知ＰＲ			→	→	→	→	→

目標⑤　地域全体で支える公共交通の構築

【事業 12】意識啓発を促す利用促進活動の展開

①事業概要

市内循環バスの利用方法は、市ホームページに掲載しているが、将来的な利用者となる小学生や高齢者を対象に、市内循環バス車両を使用した乗車マナーやルール、車内の転倒事故防止の安全確保などを学習する乗り方教室を開催する。

また、公共交通ニュースの発行など多様な情報媒体を活用し、市の公共交通の現状に対する理解を深め、過度な自家用車利用から公共交通利用への転換を促す、モビリティマネジメント活動を展開する。

なお、鉄道・バス・タクシー事業者では、それぞれ「鉄軌道事業における新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン」、「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」、「タクシーにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」に基づき、感染症対策の取組を実施中であり、安心して公共交通を利用していただくための情報を周知する。

【事例】飯能市・公共交通ニュースの発行

埼玉県飯能市では、国際興業飯能営業所存廃問題をきっかけに、存続決定・協定書締結後の平成 24 年 12 月から月 1 回程度、「地域が守り、地域が育てる」をキーワードに、取組内容の紹介、バス利用促進のための呼び掛け、情報提供などを分かりやすく紹介するための「公共交通ニュース」を発行

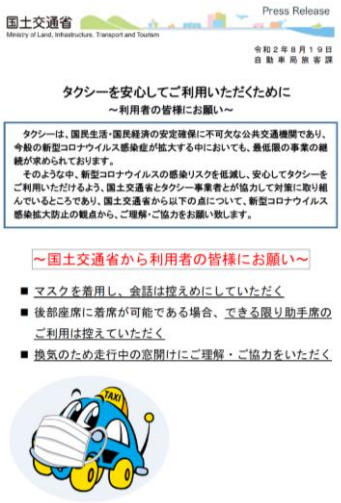

▲鉄道・バス・タクシー事業者の新型コロナウイルス感染症対策の利用者向けポスター・案内

②実施主体：交通事業者、匝瑳市、地域

③実施時期

事業	実施項目	実施時期（年度）						
		令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８	令和９
市内循環バスの乗り方教室の開催	検討・準備	→	→					
	実施			→	→	→	→	→
公共交通ニュースの発行	検討・準備	→	→					
	作成・周知			→	→	→	→	→

（５）計画目標の達成状況を評価するための評価指標

計画の達成状況を評価するため、各目標に対し、以下のように評価指標を設定する。

基本方針	目標	評価指標	現状値	目標値	備考
1 広域アクセスやまちづくりとの連携を図った利便性の高い公共交通網の構築を目指す	①拠点間及び地域間の連携強化に資する公共交通網の形成	市内循環バス利用者数 ※令和５年４月１日～再編	―	41,756人	※１
		デマンド型交通１日平均利用者数 ※令和５年４月１日～運行開始	―	26.4人	※２
		地域交通利用料助成事業利用者数 ※現状値：令和元年度	821人	979人	※３
		公共交通サービス全般の利用者満足度 ※現状値：令和２年８月	36.6%	39.2%	※４
		市内循環バス利用者満足度 ※現状値：令和２年８月	74.1%	79.3%	※５
	②広域アクセスの強化	八日市場駅１日平均乗車人員 ※現状値：令和元年度	1,762人	1,674人	※６
		高速バス（銚子東京線） 年間乗降者数 ※令和４年９月17日～運行開始 ※令和５年６月１日～改正	―	16,548人	※７
		路線バス（多古本線） 年間乗降者数 ※現状値：令和４年６月22日調査	101,470人	102,485人	※８
2 各公共交通機関同士の相互連携や、誰もが利用しやすい環境整備による利便性向上を目指す	③利用しやすい公共交通環境の整備	交通結節点整備箇所数	―	４箇所	※９
	④利用者目線に立った分かりやすい運行情報の提供	運行情報案内に関する利用者満足度 ※現状値：令和２年８月	41.8%	44.7%	※10
		商業施設などとの連携による 利用促進活動の導入件数	―	１件以上	※11
3 多様な主体との連携によるまちづくりと一体となった持続可能な公共交通を目指す	⑤地域全体で支える公共交通の構築	乗り方教室参加者数	―	延150人以上	※12
		市内循環バス収支率 ※現状値：令和元年度	10.6%	12.0%	※13
		公共交通への公的資金投入額 ※現状値：令和元年度	8,057万円	8,057万円 以内	※14

※１　令和２年度利用者数×再編による減少率見込み95%（６路線→５路線）
※２　１日１台当たりの利用者数13.2人×２台
※３　900人＋｛（900人－821人）÷４年間×４）注）900人：第２次匝瑳市総合計画・令和５年度目標値
※４　市民アンケート調査による鉄道、路線バス・市内循環バス、高速バス及びタクシーの運行サービス満足度（利用者）のうち、各項目における「満足」＋「やや満足」の割合を年に１%のペースで向上
※５　市内循環バス利用者アンケート調査による運行サービスに対する満足度のうち、「満足」＋「やや満足」の割合を年に１%のペースで向上
※６　令和元年度１日平均乗車人員×直近３年間利用者減少率５%を維持
※７　市内バス停の（令和５年６月１日～令和５年９月３０日）乗降者数×３
※８　（八日市場駅～JR成田駅）１日の乗降者数278人×365日×1.01
※９　交通結節点として位置付けた八日市場駅、飯倉駅、匝瑳市役所、野栄総合支所の４箇所
※10　市民アンケート調査による鉄道、路線バス・市内循環バス、高速バス及びタクシーの運行サービス満足度（利用者）のうち、運行情報案内で「満足」＋「やや満足」の割合を年に１%のペースで向上
※11　商業施設などとの連携サービスを１件以上実施
※12　乗り方教室を令和５年度から年１回参加者30人程度、延べ５回実施
※13　直近５年間平均収支率12%
※14　現況公的資金投入額：市内循環バス7,143万円＋地域交通利用料助成事業914万円

6　計画の達成状況の評価

（1）目標の達成状況や社会情勢の変化に伴う計画の見直し

「匝瑳市地域公共交通計画」の推進に当たり、交通事業者の運転手の高齢化や担い手の不足などにより、公共交通ネットワークの維持・確保が困難な状況にある中で、今後人口減少社会における交通事業者の生産性の向上へ向けた移動の仕組みや自動運転などの先進技術開発など「人の移動」に関する社会情勢は大きく変革することが予想される。

このため、社会情勢を踏まえ、目標の達成状況や利用状況などを評価し、必要に応じて見直し、改善する「ＰＤＣＡサイクル」の仕組みにより進行管理を実施し目標の達成を目指す。

本計画のＰＤＣＡサイクルの実行は、「匝瑳市地域公共交通活性化協議会」において実施し、施策に係る関係者（市民、交通事業者、行政など）が施策効果の検証結果を共有する。

なお、評価・検証については、「毎年実施するＰＤＣＡ」と、「計画の最終年度に実施する目標達成度に対するＰＤＣＡ」による二重の組み合わせで進行管理を行う。

○事業実施状況の評価（年に１回実施）

公共交通への取組や運行状況について、事業の実施状況の評価を毎年度実施する。

○目標達成度の評価（計画期間最終年度に実施）

計画の目標値との比較により、事業の達成状況を検証する。ただし、公共交通の利用ニーズや利便性は、主な目的地である商業施設・病院などの整備、道路改良などのハード整備による周辺状況の変化に影響を受けやすいため、利用状況やニーズなどを把握・分析し、必要に応じて見直し・改善を図る。

■ＰＤＣＡサイクルの概念

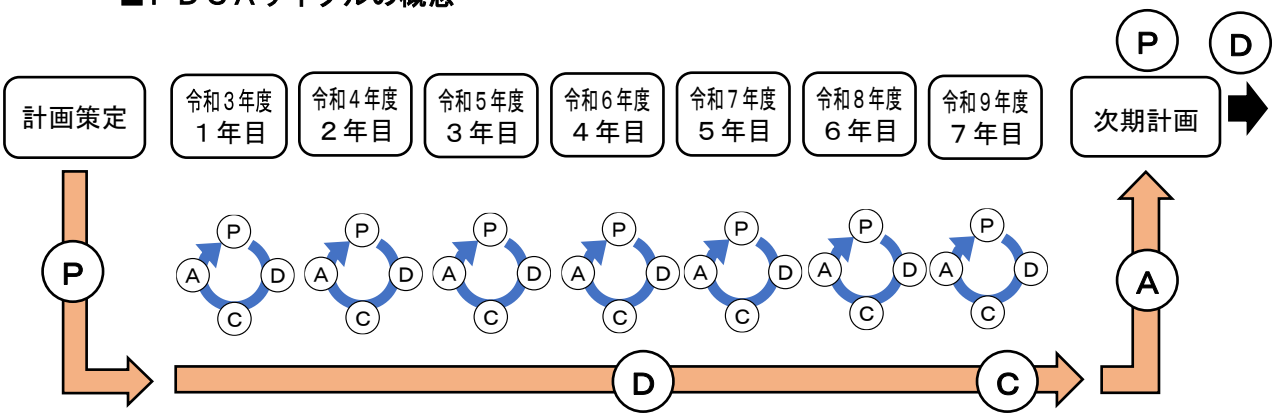

■各ＰＤＣＡサイクルの概要

項目	事業実施状況の評価	目標達成度の評価
Ｐ（計画）	各路線などの運行計画の策定 各種施策の検討	匝瑳市地域公共交通計画の策定
Ｄ（実行）	地域公共交通の運行 各種施策の実施	計画に掲げる各種施策の実施
Ｃ（評価）	運行・利用状況の評価 施策実施効果の評価	各種施策の実行による効果（目標値の達成状況）の評価
Ａ（改善）	運行の見直し 各種施策の見直し	匝瑳市地域公共交通計画の見直しの検討

（２）評価の方法及びスケジュール

計画期間におけるＰＤＣＡサイクルの具体的なスケジュールと、検証するための調査概要は次の通りとする。

本計画の評価は、最終年度（令和９年度）に事業者から提供された利用実績や各種アンケート調査などから、計画及び公共交通網の評価を実施し、実施事業の見直し及び新たな事業を追加し、次期計画を策定する。

公共交通機関の利用状況や本計画に定めた事業の実施結果に関する評価については、毎年度実施するものとする。

■評価スケジュール　　（年度）

項目		令和３	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８	令和９
関連調査評価方法	利用者数実績・整理	○	○	○	○	○	○	○
	市民アンケート調査							○
	市内循環バス利用者アンケート調査				○			○
事業実施状況の評価		○	○	○	○	○	○	○
目標達成度の評価								○
計画・目標値の見直し※								○
匝瑳市地域公共交通活性化協議会の開催		○	○	○	○	○	○	○

※必要に応じて適宜計画・目標値の見直しを実施

■評価指標と関連調査評価方法との関係

目標	評価指標	関連調査評価方法		
		利用者数実績・整理	市民ｱﾝｹｰﾄ調査	市内循環バス利用者ｱﾝｹｰﾄ調査
①拠点間及び地域間の連携強化に資する公共交通網の形成	市内循環バス利用者数	○ ※１		
	デマンド型交通１日平均利用者数	○ ※１		
	地域交通利用料助成事業利用者数	○ ※１		
	公共交通ｻｰﾋﾞｽ全般の利用者満足度		○	
	市内循環バス利用者満足度			○
②広域アクセスの強化	八日市場駅１日平均乗車人員	○ ※１		
	高速バス（銚子東京線）年間乗降者数	○ ※１		
	路線バス（多古本線）年間乗降者数	○ ※１		
③利用しやすい公共交通環境の整備	交通結節点整備箇所数	○ ※２		
④利用者目線に立った分かりやすい運行情報の提供	運行情報案内に関する利用者満足度		○	
	商業施設などとの連携による利用促進活動の導入件数	○ ※２		
⑤地域全体で支える公共交通の構築	乗り方教室参加者数	○ ※２		
	市内循環バス収支率	○ ※３		

	公共交通への公的資金投入額	○ ※3		

※1　事業者からのデータ提供

※2　整備箇所数、導入件数及び参加者数の把握

※3　事業者からのデータ提供及び一般会計決算から算出

■関連調査概要

種別	主な調査項目
市民アンケート調査	・回答者の属性 ・日常の移動のしやすさと日常生活の移動実態 ・公共交通（鉄道、路線バス・市内循環バス、高速バス、タクシー、デマンド型交通）の利用実態と意識・要望 ・公共交通の今後のあり方
市内循環バス利用者アンケート調査	・利用者属性 ・利用特性（乗車・降車バス停、往復利用有無、利用頻度、利用目的） ・運行サービスの満足度と改善して欲しいサービス